

大正デモクラシー

村政の推移 この期の村政の推移は、前述日露戦争後の村政のほぼ延長線上にあるが、第一次世界大戦後の不況―農村問題のなかで漸次変貌することになる。以下弘岡上ノ村「村会議事録」弘岡上公民館蔵等により、その推移を辿ることにしよう。町村制制定の趣旨により、基本財産の造成、名誉村長による村治等は執拗なまでに維持されたが、社会の変動に対処するための新しい姿勢も出でくる。とくに繁忙化する関係事務の合理化のために、たとえば弘岡上ノ村では「測板式丈量器械」を、大正五年（一九一六）購入したことであって、「土地分割地目変換等につき、本器を利用して丈量を了したるものは、税務署も異議なく又総ての点に於て便利」と、村会で村長は説明する弘岡上ノ村「村会議事録」。すでに大正三年（一九一四）三月吾川郡役所では、郡内役場吏員のために統計講習会を開く「土陽新聞」。これは上からの要請であって、やがて大正九年（一九二〇）十月一日の国勢調査に連なるものであるが、こうした要請は村政処理の合理化であって、村長、助役、収入役、書記（農会技手）によつては、すでに処理できない繁忙が生じつつあったことである。

こうして推移する村政の中で注意されるのは、前述村是の調査策定であって、「土陽新聞」大正五年（一九一六）三月十日によれば、政府は郡長を通じて大いにこれを推進し、吾川郡では弘岡上、森山、芳原の村是が優れたと同紙四月一日は伝えている。しかしながら国税、地方税の皺寄せで経費支出を極端なまでに渋らざるをえず、そのため名誉村長に固執した状態では、有能な村政担当者はえられない。弘岡上ノ村「村会議事録」大正八年

（一九一九）二月二十七日には、「大正七年（一九一八）に於ては、不幸村長に二回、助役に一回、収入役に三回の欠員を生じ、自然事務滞滞を来たし」と事務報告を行っているが、すべて馬鹿らしいほどの薄給では、嫌気がさすのも無理ではなく、地主層とはいえそうそう犠牲に耐えられないはずである。

すでに、明治末期以後西分村の村政が大きく暗礁に乗り上げた時、弘岡上ノ村の逸材小田玉城が村長として迎えられ、ついに難局を打開したこと前述したが、この期にも、たとえば大正四年（一九一五）六月十二日の「土陽新聞」によれば、諸木村で紛争があり、秋山村甲殿港関係から村長が告発されるという問題があった。同紙は愛村の士が奮起しているので、村治はやがて改善されようと期待しているが、問題は人物をえることであり、そのためには適正な待遇が必要である。なお「細川義昌日記」大正十一年（一九二二）一月二十八日によれば、当時秋山村では秋山、甲殿両小学校合併問題が起り、「郡長、郡視学も出張」合併同意を秋山村会で説得したが、甲殿側の同意が得られない。「土陽新聞」同年五月七日によれば、なお解決を見ていない。直接不便となる甲殿甫家の人びとが最後迄渋っている。ついに解決を見るにいたらなかったが、学校合併は前記村長の人物力量とはまた別に困難な問題である。

第一次世界大戦中の繁栄は、米価、繭価等諸産物及び労賃の値上りとして、急速に地方にも影響したが、村政には歳出の膨張として別の意義を持ってくる。すなわち後述の教員の給料引き上げ、あるいは村吏員の増俸である。いま前掲弘岡上ノ村「村会議事録」から左表を作製した。財政膨張の姿である。

年次	大正七年	同八年	同九年	同十年
予算	五、一三四円	六、五〇〇円	一〇、八九七円	一〇、八四六円

大正七年（一九一八）から同十年（一九二一）の間に約倍増である。追加予算によって増俸しながら物価を追う¹。教員の場合は郡長を通じて上から要請があったが、村吏員の場合そうした上からの指導が少なかったものであって、これが吏員給の教員給に遅れた一つの契機であり、後不況の中で、吏員給との対比から教員給に問題の生じるところである。なおこうして膨張した村財政が、早くもほとんど同時に不況に襲われることになるが、この点は昭和前期で問題としよう。

ところで大正期は政党内閣成立期であり、したがって政党勢力の村政侵入期でもあった。とくに明治末期以来改進黨系勢力の浸透しつつあった農村へ、大正政変を契機に、その流れをくむ立憲同志会―憲政会勢力が強化される。合理主義的な門田益穂は同志会を支持し、浜口雄幸の代議士当選を喜んでいる「門田益穂日記」。しかしながら伝統的に農村に強い政友会は、原敬総裁の高知県遊説以来党勢を拡大する。原敬が暗殺された後であるが、「細川義昌日記」によれば、大正十一年（一九二二）二月十五日、秋山村では「蓼原貞一村。内挙げて政友会へ入党に付き紹介を頼みに来る。飲んで承諾す」という動きがあり、同日記同月二十四日には、入党個人十七人をあげている。弘岡上ノ村有志の「廿日会記録」にもこの前年に、「地方的利益問題の爲には政友会入会」をとあつて、同じ動きを示している。こうした動きは、単に地方的利益のために政党勢力を利用、ひいては政党腐敗に連らなると考えるべきではなく、後述地主制の破綻とも考え合すべきではなからうか。なお久しい間地方自治を監督指導した郡制は、大正十二年（一九二三）四月より、また郡役所も同十五年（一九二五）より廃止となり、さらに一種の兩院制を地方自治に持ち込んでいた一、二級等級別議員選挙は、大正十年（一九二一）廃止となり、ついで大正十五年（一九二六）には、普通法成立による町村会議員選挙制の改正も行なわれる。これら改正の結果については、昭和前期において考えてみよう。

農会と産業組合 明治後半期農政が問題となった時、各村単位で農会が活動し、その下部組織として、各部落に設置された農事改良実行組合があった。前掲「廿日会記録」大正三年（一九一四）三月二十日には、地方改良のために「各部落共同一致して、実行組合を起し農事の改良を期するにあり」と強調している。「西分村史」にも、各部落の実行組合の活動を伝える。ところで農会の活動については、弘岡上ノ村「村会議事録」に「産業は主として村農会の事業に移し」と、連年村長が村会に報告しているように、村長を会長として農政を担当したが、この活動がようやく時代に取り残されるようになる。

もともと農会の活動した時期は、なお比較的農村の安定した時であった。第一次世界大戦中及びその後の時期、すなわち資本主義経済に農村が激しく揺り動かされるようになれば、従来の農会の技術的指導による増産一本槍では、農村の現実に対処できなくなる。より流通面および資金面への指導が要請されることになる。これは従来からの農会技術員とは、別の人物を必要とするのであって、経済的な素養能力を持つ人が求められる。これは別に技術員の待遇にも問題がある。薄給の上にも薄給な技術員にはほとんどなりてがない。いわんや人材をやである。弘岡上ノ村「村会議事録」大正八年（一九一九）二月二十七日に、村長は議員の質問に答えて、

近來村役場に推薦する人に乏しく、傍々村農会技手の如きは殆んど皆無と云う次第にて、農村の爲には誠に遺憾の事と信じます。故に、一面には村が相当の人を養成する意味に於て補助をなし、農会の許す限り村事務をも研究せしむる方針にて、旧來より多額の補助を与えたと云う考えにて、此の案に出したものです。

と予算増加の説明をする。この説明によれば、すでに農会活動の中心をなす技術員の独立性は失なわれているが、事態は深刻であつて農会廃止の村も出てくる。「門田益穂日記」大正九年（一九二〇）七月三十日には、「村農会再建の件」について益穂は同志と動いているが、同年十一月一日にも「農会再立の件に付き参会」とある。弘

